

# 高齢者活躍人材確保育成事業委託契約書

## ( 講習名 )

令和7年度における高齢者活躍人材確保育成事業（以下「委託事業」という。）について、委託者公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

### (委託する業務内容)

第1条 甲は、委託事業の技能講習の実施にあたって、添付資料の「高齢者活躍人材確保育成事業技能講習運営業務委託仕様書」に掲げる業務（以下「委託業務」という。）及び経費については添付資料の「見積書」により委託し、乙はこれを受託する。

### (委託業務の変更)

第2条 甲は、必要が生じたときは、委託業務の内容を変更することができる。

### (委託期間)

第3条 委託業務の委託期間は、令和7年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

### (委託費の支払)

第4条 甲は、委託費として金〇〇〇〇〇〇〇円（消費税等込）を上限として、乙に支払う。

2 乙は、委託業務完了後30日以内に、請求書により甲に請求する。なお、乙は、甲に提出する前に、出入金の状況及び内容を帳簿等で突合及び確認しなければならない。甲は当該請求書を受理した日から30日以内に、乙に支払う。

3 甲は、前項を受理したときは、委託業務の実施結果の内容を精査し、精算する。

### (委託費の変更)

第5条 甲は、委託業務の状況に応じ、乙との協議により、前条の委託費を変更することができる。

### (他用途使用等の禁止)

第6条 乙は、委託費を委託業務の目的に沿った経費以外に使用することはできない。また、委託業務の目的に沿った使用であっても、単価・数量に妥当性を欠くような過大な支出はできない。

(関係書類の整備・保存等)

第7条 乙は、委託業務の経費については、その内容を明らかにするため、他の経理と区分して会計帳簿、振込書・領収書、預金通帳等の関係書類を整備しなければならない。

2 前項の書類は、委託業務の終了した日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

(委託業務に関する調査等)

第8条 甲は、委託業務に関し必要があるときは、乙に対して関係書類及び資料の提出を求め、又は委託業務の履行状況について調査をすることができる。

(契約の解除等)

第9条 甲は、乙がこの契約の規定に違反したとき若しくは前条に規定する調査等に対する虚偽の報告等が発覚したとき、又はこの委託業務を適正に遂行することが困難と認めたときは、委託費の全額若しくは一部の支払を停止し、若しくは返還を求め、又は契約を解除若しくは変更することができる。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、委託業務の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づきこれを処理する。

(個人情報の取扱い)

第10条 乙は、この契約により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

3 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上甲の承諾を得て複写又は複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。

4 乙がこの契約による事務を処理するためには、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した経理関係の個人情報が記録された資料等は、この契約完了の日の属する年度の終了後5年間保存し、保存期間経過後、適正な方法で廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法による。

5 乙は、個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合には事案の発生した経緯、被害状況等について甲に報告するとともに、甲の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、この契約に違反し、又は乙の故意若しくは重大な過失によって甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(合意管轄裁判所)

第 12 条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する場合は、福岡地方裁判所を第一審管轄裁判所とするものとする。

(疑義の決定)

第 13 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定する。

この契約の成立の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

令和 7 年      月      日

甲      福岡市博多区吉塚本町 9 番 1 5 号  
         福岡県中小企業振興センタービル 8 階  
         公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会  
                                 代表理事 中川 伸司

乙      (住所)  
         (会社名)  
         (契約者名)